

令和5年4月18日

1年生の保護者のみなさま

大阪市教育委員会
大阪市立東三国中学校
校長 羽田 佳弘

1人1台学習者用端末等の貸与に係る手続きのお願い

平素より、本市ならびに本校の教育活動にご協力をいただき、ありがとうございます。
本市におきましても、ICTを効果的に活用した教育を推進するため、令和2年度より、1人1台学習者用端末等を整備いたしました。

この学習者用端末等はすべての生徒が卒業するまで活用いただくこととしており、学校内のかつようほか、家庭等においても持ち帰り学習として活用いただくことを可能としておりますが、本市の備品であることから、貸与の手続きが必要となります。

つきましては、お手数ですが、「学習者用端末等使用条件」、「学習者用端末等貸付要綱」、「学習者用端末等貸付要領」を確認していただき、「学習者用端末等貸付依頼書」に必要事項をご記入・ご署名のうえ、令和5年4月25日までに担任あてに提出いただきますようお願いいたします。

※「学習者用端末等貸付依頼書」の記入方法について

- 「1」貸付物品の欄の「・学習者用端末のみ(付属品を含む。)」、「・学習者用端末及びモバイルルータ(付属品を含む。)」のいずれか1つを○で囲んでください。

インターネット環境が整備されているご家庭につきましては、「・学習者用端末のみ(付属品を含む。)」に○を、インターネット環境が整備されていないご家庭につきましては、「・学習者用端末及びモバイルルータ(付属品を含む。)」を○で囲んでください。

- 右上部の年月日、保護者名、児童生徒名の欄に記入してください。なお、保護者名は自署でお願いいたします。